金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　東京キトー投資顧問株式会社
２．住所　神奈川県横浜市青葉区若草台７番地55
３．代表者の氏名　代表取締役　鬼頭　英夫
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第888号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年１月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年７月５日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ベネフィット
２．住所　神奈川県横浜市中区羽衣町二丁目５番地３
３．代表者の氏名　代表取締役　岡　　浩
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1963号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年１月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年７月５日

関東財務局長　厚木　　進

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２２９号
福島県河沼郡柳津町大字久保田字前ノ沢甲2004番地
債務者　角田　友行
１　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
福島県河沼郡柳津町大字久保田字前ノ沢甲2004番地
債務者　角田　則子
１　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字畑村東68番地、前住所福島県会津若松市住吉町22番16号
債務者　戸邊　友樹
１　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２８３０号
大阪府東大阪市吉原１丁目11番55号105号
債務者　小寺　彰広
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５８号
大阪府枚方市香里園東之町21番５―202号
債務者　鈴木　正二
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０２号
大阪府東大阪市下小阪１丁目26番21号
債務者　福武　浩一
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３２号
大阪府八尾市春日町３丁目３番12号
債務者　鎌田　栄一
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１２号
大阪市天王寺区空堀町11番８号西上文化住宅
債務者　カワカミ製版こと　川上　憲昭
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７３６号
大阪府箕面市箕面５丁目12番24号、事業所所在地大阪府箕面市箕面６―１―９
債務者　旨いもん処居酒屋つねかわこと　恒川　茂
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９７号
大阪市中央区谷町７丁目１番７号
債務者　吉良　英二
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８７号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目20番32号フェリスハイム102号
債務者　酒本　宏二
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０４３号
大阪市西区立売堀３丁目３番11号プリマール阿波座601
債務者　今崎　英昭
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１１３号
大阪府門真市東田町11番11号
債務者　古原美代子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部